

行政ところどころ(二)

宇賀田, 順三
九州帝国大学教授

<https://doi.org/10.15017/1206>

出版情報 : 法政研究. 13 (3), pp.83-90, 1944-01-30. 九州帝国大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

行政とところどころ

(二)

宇賀田順三

„Führung verpflichtet“

所謂指導者原理が、現在の意義に於て、我が國に論議されるに至つたのは必ずしも古くはない。それは、一つには國防國家の建設と云ふ根據からであらうが、一つには疑ひもなくナチス主義の影響からである。國防國家の理論に於てすらも亦ナチス國防國家理論に依つて影響せられたであらうことは想像し得られるのである。そこで、現在、指導者原理の問題を採り上げた多くの著作又は法律制度を見るに、それらは可成り多くナチスの指導者原理の影響を受けたもののやうである。

しかし乍ら、それらに示された指導者原理又は指導理念は共通的に極めて抽象的概念であり、稍もすれば具體的内容に欠如したが如くである。例へば、協力會議・常會等に於て、それらの議事は所謂衆議統裁の方法に依つて行はれてゐるが、この種の衆議統裁は從來の慣例に於てなされた多數決の方法と幾何の差異を有するであらうか。これを現實に常會又は協力會議に就いてみるも、常會又は協力會議の審議した事項を、常會長又は協力會議

長に近接した幹事會・委員會又は事務局等が再審議することに依つて衆議統裁の實質を決定するが如くである。このことは、凡そ此の種の會議體の性格としては已むを得ない所の必然的な決定方法であらうが、しかし乍ら、斯くの如き決定の方法である限り、所謂衆議統裁に依る指導者原理は極めて本質的な意義を喪失したものであると云はなければならぬ。何となれば、斯くの如き意義に於ての衆議統裁に依る指導者原理は、舊態依然たる議會主義的會議體を基礎とする所の多數決原理を紛飾したものに他ならないからである。そのかくの如き理由の最大なるものは、形式的に指導者原理を移植し、抽象的にこれが運営を圖る點にある。

この點に於て、かゝる原理とか制度とかは、一つの歴史性を背景とすることに、大きい意義があることを深く考へ度い。その背後に歴史・傳統・經驗・實踐・行動を持たない所の原理・制度は殆んどその價值を見出し難い。假りに若干の價值あるにしても、これが現實的意義を認め難いと云はなければならぬ。我が國に移植された衆議統裁に依る指導者原理も、これに基づく諸制度もこの立場から充分批判せらるべきものがあるであらう。

元より、ナチス指導者原理も必ずしもそのままに賛成し難いものを見るであらう。特に、ナチス指導者原理の中心的意義は指導と服従 (*führen und folgen*) との関係である。ヒットラーは始めて政權を獲得した一九三三年の獨逸ナチス全國會議に際して、演説を試み、その終末に「我々の全生命は指導と服従との間に進展する」との有名な言葉を以つて結んでゐる。指導と服従との觀念は、獨逸指導者原理並にその制度を理解するに、根本的な觀念である。一九三四年八月二十日の法律に於て、「ナチス官吏は、獨逸國及民族の指導者アドルフ・ヒットラーに

對し誠實と服従との義務を宣誓すべきものである」としてゐる。ナチス官吏は公法上の勤務關係にあるが、その官吏關係を維持する要素として認められたのが誠實と服従とである。指導者ヒットラーに對する誠實と服従とを失つたものは最早ナチス官吏たるを得ない。そこで、ナチス官吏は必ずしも悉く形式的にナチス黨員たることを要しないが、指導者の政治的服従者たることに於ては、一つの例外も許さない。即ち、ナチス指導者原理に於ける指導者への合言葉は服従である。この點に於て、一九三三年の獨逸全人口が六千五百九十一万三千八十二人であつたに對し、一九三六年ナチス黨員數は獨逸全國で百万、ナチス突撃隊員が五十万と稱せられたことから云へば、僅かに全人口の二・五パーセントに過ぎない所を以て全獨逸人を指導するに就いては、全獨逸人に對し唯々服従と誠實とを望むことは必然であらう。そこには所謂全體主義として、部分と全體の對立又はその克服が、宿命的に約束附けられるのである。獨逸指導者原理は、この事實の背景の上に、成立したことを知らなければならぬ。

しかし乍ら、問題であるのは、指導は服従を合言葉とすべきであらうかと云ふことである。たとへその合言葉は獨逸的事情に於いて承認せられるにしても、これを直ちに我が國に移植することは賛成し得られないものがある。我が國は我が國の歴史的・傳統的性格から指導は結合を隨伴すると理解すべきである。指導は、協力一致・和の精神・隣保團結を理念とする限り、日本的意義に於て、その具體性を獲得するであらう。即ち、我が國に於ける指導者原理の根本觀念となるものは、指導と結合 (*führen und verbinden*) とである。

この點に於て、我が國に於ける指導者原理とナチス指導者原理とは、その本質に於て、根本的に異なるものを持つてゐると云へよう。しかし乍ら、その歴史・傳統・經驗・實踐・行動を通じて勝ち取つたナチス指導者原理に於ける指導の觀念の中には尙聽くべき多くのものを持つが如くである。今、その一つ二つをアルフレッド・ユッツの「Führen und Folgen」から拾つてみよう。

二

如何なる場合に於ても、又如何なる國に於ても、よい指導者を發見することは極めて困難である。「指導者は神の贈物である。大衆に於ける指導者は砂中に於ける金剛石の如くである。」とコッツは述べてゐるが、誠に至言である。指導者が砂中に於ける金剛石の如くであると謂ふ言葉は、二つの意義に解釋し度い。

その一は、指導者は砂中に於ける金剛石の如く極めてその數に乏しいことである。世上には所謂指導者と稱して大衆を指導し、又大衆を指導せんとするものが甚だ多い。私は某市で、町内會長に選出せられた某重役の言を聞いたことがある。彼に依れば、自分は町内會の指導の爲に繁忙の時を割いて町内會長職に就いたのであるが、現に町内會長として爲す仕事は物資配給帳の捺印、市よりの傳達事項の通達、納税通知書の配付、回覽板の書込み等に過ぎない。かくしては、町内會の指導は何を意味するのであるか、かくの如きであるならば辭するに如くはないと。この種の指導者は誠に數多いが、勿論指導の本質を忘れたものである。

その二は、指導者は砂中に於ける金剛石の如く燦然たる光を發する者であることである。指導者にして光り輝

く存在でなかつたならば、被指導者はその目標を失ふであらう。町内會に於て、町内會長が指導者として燦然たる存在たることは、元より單に物質的意義に於てではなくして、精神的意義に於てでもある。指導者たる町内會長は物資配給帳の捺印者たるに止まらないで、町内の儀表的存在でなければならぬ。この爲には指導者は自ら反省し、鍊磨し、これに依つて燦然たる光を發するの存在ならなければならない。

この第二の問題は、指導者に於て、特に留意されなければならないことである。指導者は指導の爲に自らを打ちたゞき、自らを鍊磨する方法に依つて砂中の金剛石の如く輝かなければならぬ。„Führung verpflichtet“——指導は義務附けらる。誠に指導者原理の本質を認識した至言と云へるであらう。この言葉で思ひ出されるのは獨逸ワイマル憲法第一百五十三條第三項「所有權ハ義務附ケラル」の用語である。ワイマル憲法を研究した者はこの用語に依つて如何に多くの感激を味はつたであらう。誇張するならば、この用語は近代資本主義的社會の營利觀念を修正し、新所有權制度の基礎を確立したものとさへ云へるであらう。

„Führung verpflichtet“——今やこの用語こそ所謂新秩序建設に於ける指導者原理の本質を端的に表現するものとして深く味はなければならぬものである。

コツツに依れば、第一に指導者は、陣頭に立たなければならない。所謂„Vor“なる觀念は指導の本質である。指導者は常に陣頭に立つて、被指導者を誘導するものでなければならない。しかし乍ら、指導者が陣頭に立つのはその任務遂行に就いてであり、寢食娛樂の場合はその反對に最後の者でなければならない。

第二に、指導者は指導せられる者の心を心としてあらなければならぬ。指導者は自らに依つて誘導せられる被指導者の同志であることの意識を持たなければならぬ。でなかつたならば、指導者は被指導者群から游離し離脱し、遂に脱落するに至るであらう。

第三に、指導者は被指導者に對し、感激と犠牲の喜悅とを作出しなければならぬ。被指導者は、その指導せられる處の感激と、その感激を味ひ、その感激に浸ることに依つて、自らの犠牲を顧みず、自らの献身を誇とするの感情とを、體得し且つ之を實踐するであらう。この意味に於て、指導者は被指導者に對し、この感激と犠牲の喜悅とを作出するに足る教化力を蓄積しなければならぬ。

第四に、指導者は責任意識に徹底しなければならぬ。指導は一面に於て責任である。大衆を誘導せんとするものは責任意識を強化し、責任主義の下に行動するものでなくてはならない。この點に於て、指導は責任觀念に依つて裏付けられなければならない。

第五に、指導者は、かくある爲に、自らを錬成し、常に無條件に困難なる任務に服し、如何なる奉仕をも辭することなきものでなければならぬ。この意味に於ての奉仕こそ己を空しうした姿である。„Dienen ist Selbst-

-losigkeit“

三

以上の五つは指導者が指導に當つて自らを反省し錬成するの基準である。指導者はこの指導的義務を認識し且

つ實踐することに依つてのみその指導の目標を取得するであらう。

現時の情勢は指導者層の新たな覺悟を要望する。指導者たり又は將來指導者たるの地位にある者は、この點に於て一層、*Führung verpflichtet* に顧みるべきである。コッツに依れば「眞の指導と服従とは勝利を齎らし、その拒否は敗北を意味し、而してその中絶は没落を意味する」と。戦時下に味ふべき言葉ではなからうか。

特に、現時のやうな大戦遂行に就ては、戦争と指導者の問題を深く考へなければならぬ。嘗て、歐洲第一次戦争直後に於て、獨逸の一將軍は、獨逸の敗戦は、佛蘭西に於けるやうな一人のクレマンソーがゐなかつたからであると述べた。確かに、歐洲第一次戦争末期に於ての獨逸には、もはや獨逸國民を指導し吸引し以て戦争完遂の強力な指導者に欠けて來た。殊に、戦線と銃後とから醗酵された思想的危機を克服するに足る指導者を持たなかつた。このことは何よりも獨逸をして敗戦の坩堝の中に投入せしめた最大原因である。

蓋し、指導者が戦争に不可欠であることは、この思想的危機を克服・打開することが緊要であるからである。戦争は、あらゆる面に於て平時生活の切替を要求する。第一に、人、物の面に於て然りである。戦争遂行にも拘らず、人と物とが平時生活の如くであるならば、戦争の完遂は殆ど不可能である。しかし乍ら、未だ人と物とのみが平時生活の如くであるならば、辛じて戦争の續行を企て得るであらうが、最後に、考へ—即ち思想が平時生活の如くであるならば戦争の完遂は絶対に不可能である。人のこの平時的考へ方、即ち人の思想の戰時的切替を決行して以て、思想的危機を克服打開し、戦争を完遂せしめる者が實に戦争の指導者である。

この點に於て云へば、戦争の完遂はいかによい指導者が存在するかに懸つてゐるものと云ふことが出來よう。よい指導者とは、云ふまでもなく、指導者がその指導者たるの義務を自覺し体認しこれを實踐躬行することである。惟ふに、戦争の益々苛烈な段階に到達すればするだけ、この意味に於ての指導者が登場して來なければならぬ。それは獨り國家の中樞部に於て許りでなく國家の地方部に於ても亦同様である。否寧ろ『強力な國家の基礎は健全な市町村にある』と云ふ筆者の持論から云ふならば、地方部の基本組織としての都市町村の隣保、部落會、町内會に於てこそこの意味に於てのよい指導者が充満されなければならない。隣保こそ國民が戦争完遂のため祖國的要望に即應し得る所の共同基盤である。いかに隣保の運営を計るべきかは、戦争完遂の直接的・具體的・基本的問題であると云ふことが出來よう。この點に於て、筆者は、隣保のためにそれは又祖國のために、よい隣保指導者があらはれんことを念じて止まない者である。最近、東京都は本年四月から八月まで所謂幽霊人口を調査した處、その總數十六萬四千九百六十人に及ぶのを知つた。しかも右幽霊人口の製作は、町内會長（聯合町内會長を含む）並にその事務員に依るもの一萬六千人、隣組長に依るもの三萬五千人、工場・寄宿舎に依るもの一萬五千人、各家庭に依るもの九萬八千九百六十人と云ふことであつた。即ち、町内會長・隣組長等に依るもの實に五萬一千人、總數の三割に及んでゐる。かくの如きであつたならば、決してよい隣保は具現し得ないばかりでなく、進んでは戦争完遂を妨ぐるに至るであらう。東京都本年四月から九月までの昭和十八年度上半期貯蓄成績が三割一分八厘であつて全國最劣等であることは、こうした所に一つの大きい原因があると云へよう。

今こそ、國のいかなる面にも、その義務を自覺した眞の指導者が出づべき時である（一八・二・六）